

豊中市乳幼児健康診査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）（以下「法」という。）に基づく健康診査の実施について、法、母子保健法施行令（昭和40年政令第385号）及び母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(乳幼児健康診査の種類)

第2条 市が実施する乳幼児健康診査（以下「健康診査」という。）の種目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 乳児一般健康診査（1か月児健康診査）
- (2) 4か月児健康診査
- (3) 乳児後期健康診査
- (4) 1歳6か月児健康診査
- (5) 歯科健康診査
- (6) 3歳6か月児健康診査
- (7) 3歳6か月児聴覚検診
- (8) 経過観察健診

(対象者)

第3条 健康診査を受けることができる者は、市内に居住する乳幼児であって、別表の健康診査の種目ごとに定める者とする。

(実施方法及び実施内容等)

第4条 健康診査の実施方法及び健康診査の内容等は、別表に定めるところとする。

(事業の委託)

第5条 市長は、健康診査の実施を第三者（以下「健診受託機関」という。）に委託して実施することができる。

(集団健診の実施にかかる謝礼金の額)

第6条 集団健診の実施にかかる医師の出務謝礼金の額は、別途契約書に定めるところによる。

(個別健診の実施にかかる委託料の額)

第7条 市長は、個別健診実施医療機関等に対し、委託料として実施対象者1人につき、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（健康診査に要した費用が当該額に満たない場合は、当該健康診査に要した費用の額）を支払うものとする。

- | | |
|------------------------|--------|
| (1) 乳児一般健康診査（1か月児健康審査） | 6,925円 |
| (2) 乳児後期健康診査 | 6,925円 |

(受診票の交付と再発行)

第8条 個別健診の実施に必要な受診票は乳児一般健康診査（1か月児健康診査）受診票（様式第1号）と乳児後期健康診査受診票（様式第2号）とする。

2 前項の受診票は当該各号に定めるとおり交付するものとする。

(1) 乳児一般健康診査（1か月児健康診査）受診票
妊婦一般健康診査受診票を交付する時

(2) 乳児後期健康診査受診票
4か月児健康診査の時

3 当該受診票を紛失または破損し再交付を受けようとする者は、母子保健関係書類等(再)交付申込書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の母子保健関係書類等（再）交付申込書を受理した時は、やむをえない事情があると認める場合のみ、受診票を再交付するものとする。

5 紛失を理由として受診票の再交付を受けた者は、当該紛失した受診票を発見した時は直ちに、これを市長に返還しなければならない。

(受診票を使用せず健康診査を受診した者に係る助成)

第9条 市が交付する受診票を使用できなかったことにより、健康診査を自ら

の費用負担で受診した者は、豊中市妊産婦・乳幼児健康診査等助成金交付要綱に基づき当該健康診査の受診に要した費用の助成を受けることができる。

(細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 1歳6か月児健康診査実施要綱（平成4年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。

別表

種目	対象者	実施方法等	健康診査の内容	健診受託機関及び健診医師	備考
乳児一般健康診査(1か月児健康診査)	概ね生後27日～6週未満の乳児	<ul style="list-style-type: none"> ・個別健診 ・健康診査受診票は母子健康手帳交付時に交付 <p>* 転入等により受診票の交付を受けていない乳児の保護者には別途交付することができる。</p> <p>* 受診票を紛失、破損した際はやむを得ない理由の場合は運用マニュアルに則り再発行をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・問診及び診察 ・尿化学検査 ・保健指導 <p>* 尿化学検査については、必要な場合のみ実施</p>	<p>一般社団法人大阪府医師会に所属する医療機関</p> <p>* 市長が特に必要と認めた場合には、別途個別に委託することができる。</p>	<p>(健診結果に基づく事後指導等)</p> <p>①精密健診が必要な場合は、専門医療機関を紹介し、受診指導を行う</p> <p>②医療機関と連携を図り、訪問指導等必要な保健指導を行う。</p>
4か月児健康診査	原則として満3か月～満6か月未満の乳児	<ul style="list-style-type: none"> ・集団健診 ・満3か月に達した乳児に対して翌月に実施する健診の受診案内を個別通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・身体計測 ・診察 ・個別指導(保健指導、栄養指導) 	<p>一般社団法人豊中市医師会会員</p> <p>* 市長が必要と認める専門医師</p>	<p>(健診結果に基づく事後指導等)</p> <p>①治療が必要な場合は、専門医療機関等を紹介し、受診指導を行う。</p> <p>②精密健診が必要な場合は専門医療機関を紹介し、受診指導を行う。</p> <p>③経過観察が必要な場合は、経過観察健診の受診を勧奨するほか、訪問等により指導を行う。</p>

種目	対象者	実施方法等	健康診査の内容	健診受託機関及び健診医師	備考
乳児後期健康診査	原則として満9か月～満1歳未満の乳児	<ul style="list-style-type: none"> ・個別健診 ・健康診査受診票は4か月時健康診査受診時に乳児の保護者に交付（未受診の乳児の保護者には後日郵送等） * 転入等により受診票の交付を受けていない乳児の保護者には別途交付することができる。 * 受診票を紛失、破損した際はやむを得ない理由の場合は運用マニュアルに則り再発行をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・問診及び診察 ・身体計測 ・発達診断 ・保健指導 	<p>一般社団法人大阪府医師会に所属する医療機関</p> <p>* 市長が特に必要と認めた場合には、別途個別に委託することができる。</p>	<p>（健診結果に基づく事後指導等）</p> <p>①精密健診が必要な場合は、専門医療機関を紹介し、受診指導を行う。</p> <p>②医療機関と連携を図り、訪問指導等必要な保健指導を行う。</p>
1歳6か月児健康診査	原則として満1歳6か月～満1歳9か月未満の幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・集団健診 ・満1歳6か月に達した幼児に対して翌月に実施する健診の受診案内を個別通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・身体計測 ・診察 ・歯科診察 ・カリオスタット検査 ・心理相談 ・保健指導 ・栄養指導 ・歯科保健指導 ・その他育児上必要な指導及び相談 	<p>一般社団法人豊中市医師会会員</p> <p>一般社団法人豊中市歯科医師会会員</p> <p>* 市長が必要と認める専門医師</p>	<p>（健診結果に基づく事後指導等）</p> <p>①治療が必要な場合は、専門医療機関等を紹介し、受診指導を行う。</p> <p>②精密健診が必要な場合は専門医療機関を紹介し、受診指導を行う。</p> <p>③経過観察が必要な場合は、経過観察健診の受診を勧奨するほか、訪問等により指導を行う。</p> <p>④カリオスタット検査により要注意と判定された幼児等に歯科保健相談を行う。</p>

種目	対象者	実施方法等	健康診査の内容	健診受託機関及び健診医師	備考
歯科健康診査	1歳6か月児 カリオスタット 検査で要注意と判定された幼児	・対象児に対して健診の受診案内を個別通知する。	・問診 ・歯科診察 ・歯科保健指導 ・フッ化物塗布	一般社団法人豊中市歯科医師会会員	(健診結果に基づく事後指導等) ①治療が必要な場合は、専門医療機関等を紹介し、受診指導を行う。 ②精密健診が必要な場合は専門医療機関を紹介し、受診指導を行う。
3歳6か月児健康診査	原則として満3歳6か月～満3歳9か月未満の幼児	・集団健診 ・満3歳6か月に達した幼児に対して翌月に実施する健診の受診案内を個別通知する。 ・個別通知時には簡易視力検査、簡易聴覚検査問診票を送付する。	・問診 ・尿検査 ・身体計測 ・簡易視力聴力検査 ・屈折検査 ・診察 ・歯科診察 ・心理相談 ・保健指導 ・栄養指導 ・歯科保健指導 ・その他育児上必要な指導及び相談	一般社団法人豊中市医師会会員 一般社団法人豊中市歯科医師会会員 *市長が必要と認める専門医師	(健診結果に基づく事後指導等) ①治療が必要な場合は、専門医療機関等を紹介し、受診指導を行う。 ②精密健診が必要な場合は専門医療機関を紹介し、受診指導を行う。 ③経過観察が必要な場合は、経過観察健診の受診を勧奨するほか、訪問等により指導を行う。
3歳6か月児聴覚検査	原則として満3歳6か月～満3歳9か月未満の幼児	・個別健診 ・3歳6か月児健康診査時に問診票を確認し、二次検査を要すると判定した対象児については、市内の取扱医療機関を紹介する。	・難聴の疑いがあり、診断の確定のために行う検査	一般社団法人豊中市医師会会員	(健診結果に基づく事後指導等) ①精密検査が必要な場合は専門医療機関を紹介し、受診指導を行う。

種目	対象者	実施方法等	健康診査の内容	健診受託機関及び健診医師	備考
経過観察健診	乳幼児健診等の結果、経過観察健診の必要があると認められた乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・集団健診 ・対象児に対して必要な時期に予約制により実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・身体計測 ・小児科診察 ・心理相談 ・育児相談 ・保健指導 	一般社団法人豊中市医師会 会員 ＊市長が必要と認める専門医師	(健診結果に基づく事後指導等) ①治療が必要な場合は、専門医療機関等を紹介し、受診指導を行う。 ②精密健診が必要な場合は専門医療機関を紹介し、受診指導を行う。 ③継続して経過観察が必要な場合は、経過観察健診の受診を勧奨するほか、訪問等により指導を行う。